

びわこリハビリテーション専門職大学 競争的資金等に係る間接経費取扱規程

2020年5月1日 制定

(目的)

第1条 びわこリハビリテーション専門職大学（以下「本学」という。）における競争的資金等に係る間接経費（以下「間接経費」という。）の取扱いに関し、基本的事項を定めることを目的とする。

(目的及び使途)

第2条 間接経費は、次の事業等に充てるものとし、具体的な使途については別表のとおりとする。

- (1) 競争的資金等による研究実施に伴い必要となる経理等経費
- (2) 本学の研究開発環境の改善事業に係る経費
- (3) 本学全体の研究機能向上事業に係る経費

2 間接経費は通常の教育研究経費として執行し、研究機関の長及び研究費を獲得した研究者等が公正・適正かつ計画的・効率的にまた使途の透明性の確保に努めるものとする。

(雑則)

第3条 この規程に定めるもののほか、この規程に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

【別表】

間接経費の主な使途の例示

- (1) 管理部門に係る経費
 - (ア) 管理施設・設備、維持及び運営経費
 - (イ) 管理事務の必要経費
 - 備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、
 - 会議費、印刷費など
- (2) 研究部門に係る経費
 - (ウ) 共通的に使用される物品に係る経費
 - 備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、
 - 会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費
 - (エ) 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費
 - 研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費
 - (オ) 特許関連経費
 - (カ) 研究施設の整備、維持及び運営経費
 - (キ) 実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費
 - (ク) 研究者交流施設の整備、維持及び運営経費
 - (ケ) 設備の整備、維持及び運営経費
 - (コ) ネットワークの整備、維持及び運営経費
 - (サ) 大型計算機（スパコンを含む）の整備、維持及び運営経費
 - (シ) 大型計算機などの整備、維持及び運営経費
 - (ス) 図書室の整備、維持及び運営経費
 - (セ) ほ条の整備、維持及び運営経費
- など
- (3) その他の関連する事業部門に係る経費
 - (ソ) 研究成果展開事業に係る経費
 - (タ) 広報事業に係る経費

*競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能向上に活用するために必要となる経費などで、研究機関が判断した場合はこの限りでない。ただし、

直接経費として充当すべきものは対象外とする。